

概要版

名護県税事務所の亡失金に係る会計職員等の賠償責任 の有無及び賠償額の決定について

【事実の概要】

名護県税事務所において、大型金庫に保管していた県税徴収金 136万4,600円が亡失した。

名護県税事務所では、平成22年10月29日（金）に窓口等で収納した県税徴収金を、業務終了時に、手提げ金庫へ入れ、大型金庫へ保管していた。

同年11月1日（月）の業務開始時、大型金庫から手提金庫を取り出したところ、保管していた県税徴収金 136万4,600円が亡失していることを発見し、同日、警察へ盗難の被害届を提出した。

【監査で決定した内容】

地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第3項の規定に基づき、平成24年2月16日付け知事から求められた賠償責任の有無及び賠償額については、平成24年4月18日の委員協議会において、監査委員の全会一致により以下のとおり決定した。

- 名護県税事務所の職員Aは、法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任がある。賠償額は、136万4,600円に損害発生のあった日から賠償額を返済する日まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を付した額とする。
- 名護県税事務所の職員Bは、法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任はない。

今回、知事からの賠償責任の有無について求められている職員は2人である。

地方自治法第243条の2に規定する「職員の賠償責任」制度の趣旨が、第1項に定める職員（以下「会計職員」という。）の損害賠償責任については、民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は、専ら同条第1項及び第2項の規定によるものとし、また、賠償命令という地方公共団体内部における簡便な責任追及の方法を設けることによって、損害の補填を容易にしようとしたものである。

従って、本条の責任が及ぶ会計職員については、民法の規定による賠償責任

は追及されない。一方、会計職員以外については、民法の規定により賠償を求めることができる。

このような制度の趣旨から、第1項に規定する対象職員（会計職員）については、厳格に判断する必要がある。

監査の結果、職員Aは、第1項に規定する対象職員であったこと、大型金庫の鍵等の管理や現金の保管に関する業務など、当該職員の過失等により現金が亡失したことが認められたことから、賠償責任があると判断した。

職員Bは、一部過失は認められたものの、会計職員としての任命行為がなかったことから、第1項に規定する対象職員でなく、地方自治法の規定に基づく賠償責任はないものと判断した。

【監査意見】

多額の公金が亡失し、県の職員に賠償責任があるとしたことの重大性に鑑み、以下の監査意見を提出した。

公金の取扱いについては、地方自治法や財務規則等の規定に基づき厳格に行う必要があり、出納員及び金銭分任出納員は、故意又は過失により、県に財産的損害を与えたときは、賠償責任を自ら負わなければならないという重大な責務が課されている。

今回の現金亡失の原因は、公金を取扱う責務の重大性の認識が欠如していたことにあり、具体的には、金庫の鍵の管理や、金庫の施錠時の確認体制等現金の管理方法が不十分であった点にあると考える。

また、公金を取扱うに当たっては、会計職員として身分が必要であるが、今回の監査において、名護県税事務所では、平成15年度以降8年間にわたって、任命行為が行われていなかつたことも判明した。

今後は、適正かつ確実な現金の管理に努める必要があるため、財務規則等の見直し、金銭分任出納員の適切な任命、会計職員に対する指導の徹底など速やかに対応するよう要望する。